

会社法の改正について

先の臨時国会で改正会社法が成立しました。改正内容は、大きく①取締役等に関する規律の見直し②株主総会に関する規律の見直し③社債の管理等に関する規律の見直しの3本柱からなっています。今回は、①取締役等に関する規律の見直しの一部について説明します。

1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

旧法では、取締役の報酬等に関する規律は、「お手盛り防止」という観点からのみ規律されていました。しかし、取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会や代表取締役が決定していることが多く、取締役等の報酬は、取締役等に対し、適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となり得ます。そのためこれを適切に機能させるとともに、決定手続を透明化する必要があることが指摘されていました。

そこで改正法では、上場会社等において取締役との個人別の報酬の内容が株主総会で決定されない場合、取締役会はその決定方針を定め、その概要等を開示しなければならないと規定されました。

また、取締役等の報酬として株式等を付与する場合、株主総会の決議事項に株式等の数の上限等も加えるとともに、株式を発行する場合には出資の履行（金銭の払込み等）を要しないと規定されました。

さらに公開会社については、事業報告の際、取締役等の報酬に関する情報の開示を充実させる規定も設けられました。

2 会社補償に関する規律の整備

役員等の責任を追及する訴えが提起された際に、株式会社がその費用や賠償金の補償すること（以下、まとめ「会社補償」といいます）は、利益相反性があるため、旧

法では会社補償について直接定めた規定はありませんでした。

しかし近年はコーポレートガバナンス（企業統治）の強化等により株主代表訴訟が増えています。役員等が訴訟に巻き込まれれば弁護士費用や損害賠償金が必要になるため、会社補償の規定の未整備が、役員等が積極的な経営に踏み切れない一因になっているとの指摘がありました。

そこで改正法では、役員等個人の負担軽減を法律で裏付け、積極的な経営を後押しするために、株式会社が会社補償をするために必要な手続規定や会社補償をすることができる費用等の範囲についての規定が新設されました。具体的には、株式会社と役員等が結ぶ補償契約については、取締役会か株主総会の決議を求めるとき、補償の概要是事業報告で開示しなければならないと規定されています。また、役員等に故意や重大な過失があった場合は補償の対象外とされています。

さらに、株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険（いわゆるD&O保険）に加入することについても、利益相反性があるため、旧法ではD&O保険への加入について直接定めた規定はありませんでしたが、役員等を取り巻く上記のような環境を踏まえ、D&O保険に加入するために必要な手続規定等が新設されました。

こうした規定が新設され、会社補償等が法的に裏付けられることにより、優秀な人材を確保しやすくなることが期待されています。

NTS本社のある丸の内のフレッシュな情報をお届けします

NTS総合社会保険労務士法人 中島丈博

丸の内だより

12月21日（土）から25日（水）まで事務所前の行幸通りにて、東京丸の内エリアから未来を明るくしていこうという願いをこめた東京ミチテラス2019「ひかりのドレープ」が開催されました。イルミネーションによって生み出される迫力に満ちた幻想的な世界は同じ

場所とは思えないほど多くの人で賑わい、皆さんに多くの感動を与えたことと思います。



▲東京ミチテラス2019の昼夜風景▶

CONTENTS

01. 派遣労働者の同一労働同一賃金
02. 不動産の権利証を紛失した場合
03. 大法人の電子申告義務化
04. 会社法の改正について
05. 丸の内だより

 NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 那船ビル701
電話 03(6212)2330 HP:<http://nts-cgr.jp/>

NTS総合税理士法人	監査法人 アイリス
 NTS総合弁護士法人	 NTS総合社会保険労務士法人
 NTS総合司法書士法人	



NTS総合コンサルティング
グループ
代表 吉井 清信

新年明けましておめでとうございます。
本年が皆様方にとりまして更なる飛躍の年となりますことをご祈念申し上げます。

今年はいよいよ東京オリンピックが開催されます。東京都の試算によれば、オリンピック・パラリンピックが全国に及ぼす経済効果は、大会が決まった13年から大会10年後の30年までの間の18年間に約32兆3千億円。大会開催の直接的投資や支出で生じる「直接的効果」を約5兆2千億円、交通インフラ整備や訪日観光客

数の増加などのレガシー（遺産）で生じる「レガシー効果」を約27兆1千億円と見込んでいます。ただ、都の試算は経済成長率の変動や大会後の反動減などを織り込んでいないようですので、実際の経済効果としては多少低めに見る必要がありそうです。

日本としては経済的なインパクトも大事ですが、個人的には一生に一度あるかないかの大イベントですので、皆で応援し、存分に楽しみたいですね。

労務

NTS総合社会保険労務士法人

派遣労働者の同一労働同一賃金 (労働者派遣法改正)



令和2年4月1日より、働き方改革関連法として改正労働者派遣法が施行されます。企業の規模を問わず、施行日は令和2年4月1日です。今回の改正は、労働者派遣事業を行っている派遣元事業者のみならず、派遣先にも少なからず影響があります。派遣労働者を使用している企業においても、法改正の概要をおさえておくことが求められます。

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

派遣労働者が就業する場所は派遣先であるため、派遣労働者と派遣先で直接雇用されている労働者との均等待遇（差別的な取扱いをしない）、均衡待遇（不合理な待遇差を設けない）を実現することが基本的な考え方となります。

しかしながら、この場合、派遣先が変わるたびに賃

金水準が変わることになり、派遣労働者の収入が不安定になります。また、賃金水準は一般的に大企業であるほど高く、小規模企業であるほど低い傾向にあるため、派遣先が大企業に偏ってしまうことも懸念されます。

そこで、派遣労働者の待遇については原則である派遣先均等・均衡方式と労使協定方式のいずれかを確保することが義務化されました。

→次ページに続く

●派遣先均等・均衡方式

派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇を確保するために、派遣先から派遣元へ比較対象労働者の待遇情報を提供します。①職務内容、②職務内容および配置の変更の範囲が同じ場合は差別的取扱いが禁止されます。①・②が同じでない場合は、その違いに応じた待遇が求められます。

●労使協定方式

派遣元で一定の要件を満たした労使協定が締結され、その労使協定に基づいた待遇により、労働者派遣することになります。

労使協定に定める事項は以下のとおりです。

- ① 協定の対象となる派遣労働者の範囲
- ② 賃金決定方法（同種業務の一般労働者の平均的な賃金額以上で、職務の内容等が向上した場合には改善されるもの）
- ③ 職務の内容などを公正に評価して賃金を決定すること
- ④ 賃金以外の待遇決定方法（派遣元の通常の労働者との間で不合理な相違がないこと）
- ⑤ 段階的・体系的な教育訓練を実施すること
- ⑥ 労使協定の有効期間など

② 派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化

派遣労働者の雇入れ時、派遣時に明示・説明しなければならない事項に加え、派遣労働者の求めに応じた説明が義務化されました。

派遣労働者から求めがあった場合の説明事項は、派遣先均等・均衡方式においては、派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容および理由などです。労使協定方式においては、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と同等以上であることなどです。

③ 行政ADRの整備

行政ADRとは、②の説明に対して派遣労働者に不服がある場合に、裁判以外の方法により解決する手続です。この制度は、労働局長または調停委員が公平な第三者として紛争の当事者の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示して紛争の解決を図ることを目的としたサービスです。派遣労働者が自身の待遇に疑問を持った場合でも、直ちに裁判で争うのではなく、行政ADRを利用して解決するという選択肢が増えることになります。

不動産の権利証を紛失した場合

不動産を売却する場合に、所有権移転登記の添付書類として「権利証」が要求されます。権利証は法務局で再発行することはできないシステムなので、権利証を紛失した場合にどうするかが問題となります。

1 事前通知制度

所有権移転登記を申請する際に、権利証を添付しないで、事前通知制度を利用する旨を申し出る手続があります。この手続では、登記が申請された後に、法務局から売主に対して「このような登記が申請されているが真実か」という確認の書面が送付されます。売主が送付された書面に実印を押印して法務局に返送することで手続が続行されます。

ただ、通常の不動産決済では事前通知制度を利用することはほとんどありません。なぜなら、買主が代金を支払った後に、売主の行為により手続が左右されてしまうことはリスクが高いからです。

2 公証役場での認証手続

売主が押印書類と実印を持参して公証役場に赴き、公証人の面前で、押印書類に押印をすることで、押印書類を認証してもらう手続があります。公証人が、売主本人が押印書類に押印したことを認証することで、手続の真正が担保されるため、権利証がなくても所有権移転登記をすることができます。

ただし、公証役場に赴く必要があるので、公証人のスケジュールを確認する必要があります。また、遠方にしか公証役場がない場合など、利用しにくい面もあります。

大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後開始事業年度より、大法人の税務申告は電子申告で行なうことが義務化されます。法人税のみならず、消費税や地方税も対象となるため、消費税について課税期間を1ヶ月に短縮する特例を採用している場合は、令和2年4月分の消費税申告（申告期限：令和2年6月末）が最も早いタイミングとなります。

1 対象となる「大法人」とは

- ① 法人税及び地方法人税、地方税
 - ・内国法人のうち、事業年度開始における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ・相互会社、投資法人及び特定目的会社
 - ② 消費税及び地方消費税
 - ・①に加え、国及び地方公共団体
- 対象となる法人は、事業年度開始から1ヶ月以内に、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

2 対象となる手続き

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付請求書が対象となります。

3 対象となる書類

申告書のほか、申告書に添付すべき書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書、出資関係図など）の全てとなります。

4 ファイル形式

申告書及び財務諸表、勘定科目内訳明細書など、ファイル形式が指定（CSV、XML、XBRL）されているものは、その形式によるものとされています。PDFは任意で提出するものに限られるため、例えば「会計ソフトと税務申告ソフトが連携されていないために、財務諸表をPDFで送信する」ということは認められません。

5 電子申告によらない場合

自然災害や通信環境が無い等で電子申告が困難な場合は、事前に申請書を提出して所轄税務署長の承認を得る必要があります。承認無しに電子申告によらず提出された申告書は無効なものとして取り扱われ、無申告加算税の対象となります。

3月決算法人（申告期限の延長なし）の場合（黄色部分以降の申告から電子申告の義務化の対象）

① 決算期変更がない場合（予定（中間）申告あり）



② 消費税：期間特例選択（1ヶ月）の場合



まとめ

ほぼ例外なく大法人は電子申告が義務化されるため、財務諸表等のファイル形式の対応はシステムの変更を含め、早めに対応する必要があります。また将来的には、今回義務化の対象とならなかった中小法人についても、電子申告の義務化が進められる可能性があると考えます。

3 資格者代理人による本人確認制度

司法書士等の資格者代理人が本人確認を行い、本人確認情報を登記の添付書類として提出する手続です。売主から身分証明書を提示してもらい、所有権を取得した状況や紛失した理由などを確認し、売主本人であることを司法書士が保証することで、手続の真正を担保します。

本人確認情報を提出する際に売主の身分証明書のコピ

ーを添付するのですが、必要な身分証明書の種類と数が厳格に法定されています。運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポートなどの顔写真付きの書類があればその1つで良いのですが、身分証明書の種類によっては複数のものが必要になる場合もあります。例えば、健康保険の被保険者証だけでは身分証明書にはなりません。個人番号カード、住民基本台帳カードなどを取得しておくことをお勧めします。